

令和8年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>書体（全ページ）：MS ゴシック</p>	<p>書体（全ページ）：MS P 明朝</p>	<p>見やすくするため、取扱要領と統一。</p>
<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">再委託研究開発契約書</p> <p>省略 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>（1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。）</p> <p>（2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》 《研究開発担当者所属・役職①》</p> <p>（3）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</p> <p>（4）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）</p> <p>（※1）当事業年度とは、令和〇年〇月〇日から翌年の3月31日までの1事業年度をいう。</p> <p>以下省略</p>	<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">再委託研究開発契約書</p> <p>省略 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>（1）研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。）</p> <p>（2）研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》 《研究開発担当者所属・役職①》</p> <p>（3）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</p> <p>（4）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円）</p> <p>（※1）当事業年度とは、令和〇年4月1日から翌年の3月31日までの1事業年度をいう。</p> <p>以下省略</p>	<p>事業年度に関する表記の適正化。</p>

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>別記1</p> <p>（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守）</p> <p>第2条</p> <p>1～3省略</p> <p>4 乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、元契約に基づく機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>別記1</p> <p>（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守）</p> <p>第2条</p> <p>1～3省略</p> <p>4 乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに機構の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、元契約に基づく機構の指導、指示又は措置等を踏まえ、乙に対し、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>表現の適正化。</p>
<p>（知的財産権に関する報告・通知等）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（1） 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究開発成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。</p> <p>（2）～（7）省略</p> <p>（8） 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権の移転等を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>（知的財産権に関する報告・通知等）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（1） 甲及び乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。</p> <p>（2）～（7）省略</p> <p>（8） 甲及び乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号の規定を遵守させるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条（10）の定義を反映。</p> <p>表現の統一（同条の(6)参照）。</p>

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、研究開発成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による研究開発成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する事業年度終了日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲、乙及び機構は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙及び機構で協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p> <p>6 省略</p> <p>7 甲及び乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。</p> <p>【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事</p>	<p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究開発の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する会計年度終了日の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、甲、乙及び機構は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙及び機構で協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p> <p>6 省略</p> <p>7 甲及び乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。</p> <p>【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事</p>	<p>第1条(10)の定義を反映。</p> <p>同上。</p> <p>表現の統一。</p>

令和8年度 再委託研究開発契約書雛型 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
<p>【項】欄に記入）</p> <p>「令和○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」 「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>8 甲又は乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、甲又は乙は機構に対して、当該特許出願に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。</p>	<p>【項】欄に記入）</p> <p>「令和○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」 「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>8 甲又は乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、甲又は乙は機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。</p>	<p>特許庁のガイダンス内容と統一。</p> <p>表現の適正化。</p>
<p>（研究開発成果の報告等）</p> <p>第17条</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合において機構から求められた場合には、乙は、機構による当該調査等に回答その他の協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>（研究開発成果の報告等）</p> <p>第17条</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合において機構から求められた場合には、乙は、機構による当該調査等に協力するものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>フォローアップ調査の実施に伴う変更。</p>